

# 法令改正のポイント -何を、いつまでに？-

(Essential points on the revision of the Act)  
- What must be done by when ? -

---

原子力規制委員会 原子力規制庁  
長官官房 放射線防護グループ  
放射線規制部門  
松本 武彦

# 本日の内容

---

## I .法令改正の概要

## II .放射線障害予防規程

## III .最後に

<本資料の公開URL>

(参考) 放射線障害防止法見直しに関する各種公表資料

[http://www.nsr.go.jp/activity/ri\\_kisei/kiseihou/kiseihou4-1.html](http://www.nsr.go.jp/activity/ri_kisei/kiseihou/kiseihou4-1.html)

(ホーム/政策について/RI 規制/放射線障害防止法とは/規制の現状)

# I. 法令改正の概要

---

1. はじめに
2. 法律改正の概要
3. 施行規則改正の概要
4. 今後のスケジュール
5. 法令改正のポイント
6. 法令改正に伴う通知等
7. 行政規則の体系

# 1.はじめに

- 平成28年1月に、IAEA(国際原子力機関)によるIRRS(総合的規制評価サービス:Integrated Regulatory Review Service)を受け、その結果、国際基準との整合性という観点から、我が国において、放射線源による緊急事態への対応等、放射線規制に関する取組を強化すべきであるとの勧告が盛り込まれた
- IRRSの結果及び「放射性物質及び関連施設に関する核セキュリティ勧告」を踏まえ、平成28年5月25日の原子力規制委員会にて「放射性同位元素使用施設等の規制に関する検討チーム」を設置することとし、その後、計10回の検討チームを開催し、外部有識者や関係省庁を含め、議論を実施
- 平成29年2月1日の第59回原子力規制委員会において、放射線障害防止法の条文(案)を決定
- 第193回通常国会で可決され、本年4月14日に公布 (公布後1年以内又は3年以内に施行(2段階施行))

## 2.法律改正の概要【1/3】

- ① 報告義務の強化 <公布後1年以内に施行>  
規制委員会への事故報告を施行規則で規定していたが、**事故報告を事業者の義務として法律で要求**  
事故報告と危険時の措置の届出を一本化【**全事業者が対象**】
- ② 廃棄に係る特例 <公布後1年以内に施行>  
放射線障害防止法規制下の放射性同位元素及び汚染物(RI等)について、**原子炉等規制法の廃棄業者に廃棄の委託**をしたRI等を原子炉等規制法下の核燃料物質及び汚染物とみなすことで、放射性廃棄物の規制を原子炉等規制法に一元化  
【**許可届出使用者・許可廃棄業者が対象**】
- ③ 試験、講習等の課目の規則委任 <公布後1年以内に施行>  
RI利用の新たな形態や技術の進歩等に応じ、最新の知見を試験、講習等の課目に適宜反映が行えるよう、法律の別表から規則に委任

## 2.法律改正の概要【2/3】

- ④ 法律名の変更及び法目的の追加強化＜公布後3年以内に施行＞  
現行法は「放射線障害の防止」の観点から規制要求を行っているが、法改正により「特定放射性同位元素の防護(セキュリティ対策)」を法の目的に追加することに伴い、法律名を「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」から「放射性同位元素等の規制に関する法律」に変更
- ⑤ 防護措置(セキュリティ対策)の強化 ＜公布後3年以内に施行＞  
IAEAの放射性同位元素に係るセキュリティ勧告を踏まえ、有害な放射線影響を引き起こすことを意図した又は起こし得る悪意のある行為を防止するために、特定RIの防護措置(セキュリティ対策)を法律で義務づけ  
【特定RIの許可届出使用者及び許可廃棄業者が対象】

## 【参考】法の目的

第1条 この法律は、原子力基本法（昭和30年法律第186号）の精神にのっとり、放射性同位元素の使用、販売、賃貸、廃棄その他の取扱い、放射線発生装置の使用及び放射性同位元素又は放射線発生装置から発生した放射線によつて汚染された物（以下「放射性汚染物」という。）の廃棄その他の取扱いを規制することにより、これらによる放射線障害を防止し、及び特定放射性同位元素を防護して、公共の安全を確保することを目的とする。

- 現行法は「放射線障害の防止」の観点からの規制要求
- 法改正により、「特定放射性同位元素の防護(セキュリティ対策)」が規制要求として追加

## 2.法律改正の概要【3/3】

- ⑥ 事業者責務の取り入れ <公布後3年以内に施行>  
IAEA基本安全原則では、「安全のための一義的な責任は放射線リスクを生じる施設と活動に責任を負う個人または組織が負わなければならない」とされており、原子炉等規制法と同様に、事業者の責務として、事業者が**規制要求を満足させるために最新の知見を踏まえることや事業者の実態に即して安全性を向上させることを法律上に位置づけ**



## 3. 施行規則改正の概要

### ① 危険時の措置の強化

IRRSにおける、応急の措置を講じるための手順の策定、組織や資機材の準備等の事前対策の要求が不足しているとの指摘から、Graded Approachの考え方に基づき、**数量の極めて大きいRIの許可届出使用者又は大規模研究用加速器施設の許可使用者を対象に危険時の措置の事前対策**を要求  
また、危険時に周辺住民や報道機関等への積極的な情報公開及び安全・安心に係る説明を適確に実施できるように、**全事業者を対象に、危険時の情報提供**に関することを要求

### ② 放射線障害の防止に関する業務の改善の導入

IAEA基本安全原則の「安全に対するリーダーシップとマネジメント」を踏まえ、**特定許可使用者と許可廃棄業者に、PDCAサイクルの体制の構築**を要求

# 4.今後のスケジュール

区分	対象事業者	2017年(H29年) 7月	2018年(H30年) 1月	7月	2019年(H31年) 1月	7月	2020年(H32年) 1月	7月	
スケジュール		★ 4月14日 法律公布					★ 9月20日～11月2日 ラグビーワールドカップ	★ 7月24日～8月9日 東京オリンピック	
第一段階公布	廃棄の特例(法)	許可届出使用者・許可廃棄業者(約2,300)		12月頃	4月頃	原子炉等規制法に基づく審査基準等の整備			
	事故報告(法)	全ての事業者(約8,000)							
	試験(法)	登録試験機関				準備期間 (2018年の資格講習・試験課目は従来通り)	新たな課目での試験・資格講習の実施		
	資格講習(法)	登録講習機関			業務規程の策定等				
	定期講習(法)	登録定期講習機関					新たな課目での定期講習の実施		
	教育訓練	許可届出使用者・許可廃棄業者	放射線障害防止法に基づく下位法令及びガイド等の作成	パブリックコメント(PPC)公布	ガイダンスの策定(学協会)	施行			
	業務の改善	特定許可使用者・許可廃棄業者(約1,200)							
	危険時の措置の情報提供	予防規程を届け出る事業者(約3,300)				予防規程変更届			
	危険時の措置の事前対策	基準を超える事業者(約30)					提出期限 8月30日		
予防規程	予防規程を届け出る事業者								
第二段階公布	防護措置(法)	特定PIを扱う事業者(約500)		9月頃 説明会	防護管理者講習の準備	原子力規制委員会による防護管理者育成プログラムの実施	登録機関等による防護管理者講習の実施		
		特定放射性同位元素防護管理者定期講習機関			下位法令及びガイド等の作成	5月頃 P 7月頃 C 公布	防護規程の策定、防護管理者の選任調整等	9月頃 防護規程の届出 提出期限 12月頃 防護管理者選任届 施行	
その他	審査・検査のガイドライン	全ての事業者			ガイド等の作成	P C 公表			

＜第10回放射性同位元素使用施設等の規制に関する検討チーム（平成29年10月20日開催）資料1を引用＞

## 5.法令改正のポイント【1/2】

- ◆ 今回の法令改正に伴い、平成31年8月30日までに予防規程の変更の届出を要求予定
- 予防規程に定める事項の主な改正内容は以下のとおり
  - **事項の見直し【全事業者】**
    - 主任者や従事者等の職務及び組織に関する事項を統合
    - 主任者の代理者に関する事項の見直し
    - 放射線施設の維持・管理と点検に関する事項を統合
    - 教育訓練の項目及び時間数の見直し
  - **危険時の情報提供（新設）【全事業者】**
  - **危険時の事前対策（新設）【極めて大量のRI又は大規模研究用加速器の許可使用者】**
  - **放射線障害の防止に関する業務の改善（新設）【特定許可使用者及び許可廃棄業者】**

## 5.法令改正のポイント【2/2】

- 予防規程に定める記載事項を追加するだけでなく、現状の組織や管理、権限・役割等の実態を洗い出した上で、予防規程の記載事項や放射線障害防止に関し必要な措置が組織的に行われるように、予防規程を見直すことが必要
- 今回の法令改正に伴い、予防規程に定めるべき記載事項をガイドライン等として公表予定

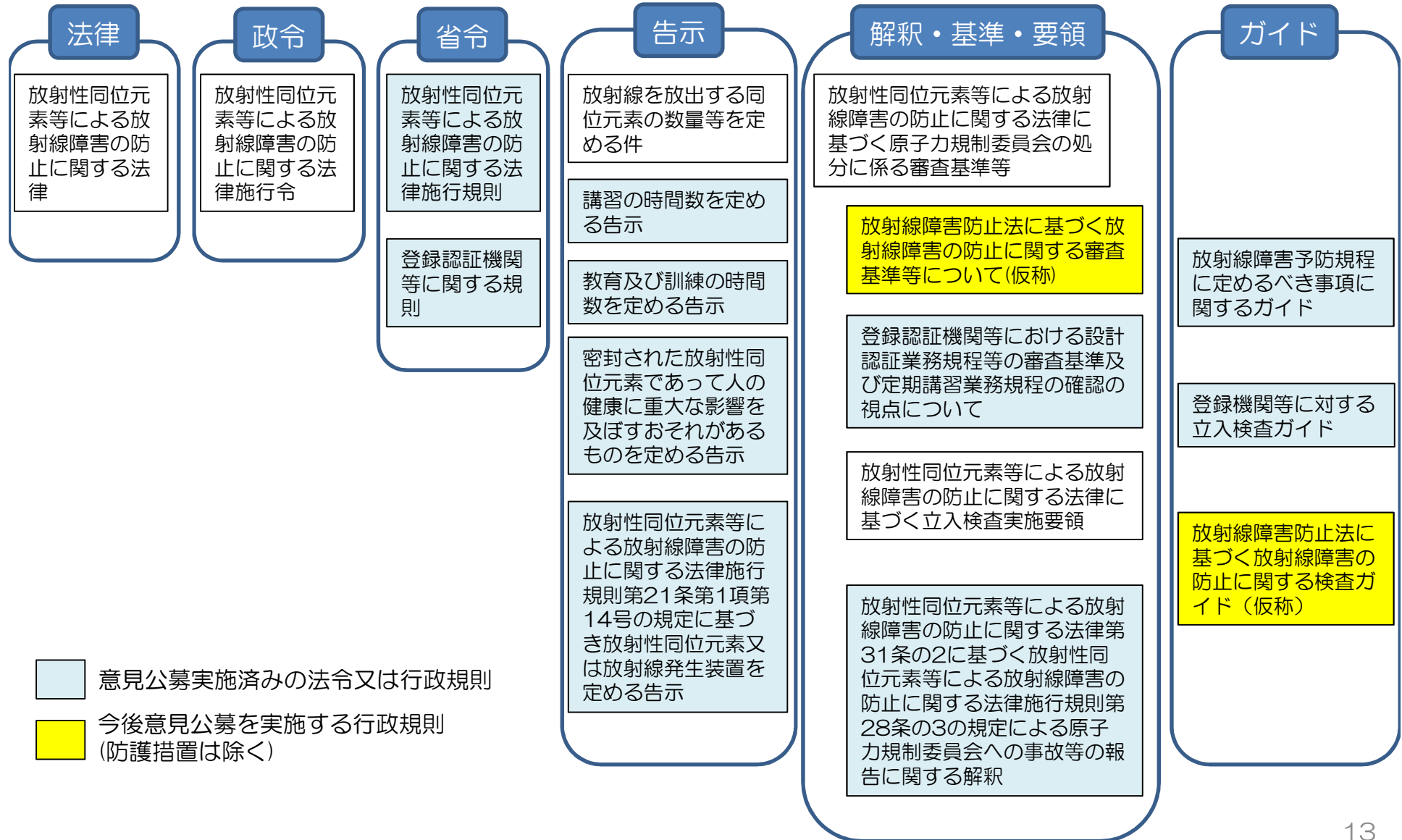
※ 放射線障害予防規程に定めるべき事項に関するガイドライン(仮称)案 [骨子]を以下のURLで公開済み  
[https://www.nsr.go.jp/disclosure/committee/yuushikisya/ri\\_shisetsu\\_kisei/00000016.html](https://www.nsr.go.jp/disclosure/committee/yuushikisya/ri_shisetsu_kisei/00000016.html)

- ◆ 防護措置(セキュリティ対策)は、平成31年12月頃までに以下の対応を要求予定(平成29年9月に計6回の説明会を実施済み)
  - 防護規程の作成・届出
  - 防護管理者の選任・届出  
(必要に応じ、防護管理者講習の受講)
  - 防護措置(セキュリティ対策)に係る設備・機器の設置

## 6.法令改正に伴う通知等

- 放射線障害防止法の改正及び昨年国際原子力機関(IAEA)の総合的規制評価サービス(IRRS)を踏まえ、放射線障害防止法に基づく規制手続きに係る行政規則を作成することとなっていることから、今後、放射線障害防止法令に基づく行政規則として、**訓令、審査基準及びガイドを制定又は改正するとともに、旧組織が発出した通知を段階的に廃止予定**
- 予防規程に定めるべき事項を一部改正したことに伴い、予防規程に定めるべき事項の詳細を明確化するため、「放射線障害予防規程に定めるべき事項に関するガイド(案)」(以下「ガイド」という。)を作成し、10月26日から11月24日まで意見公募を実施
- 放射線障害防止法に基づく放射線障害の防止に関する**審査基準等**について(仮称)、放射線障害防止法に基づく放射線障害の防止に関する**検査ガイド**(仮称)等を取りまとめ**意見公募を実施予定**

# 7. 行政規則の体系



## Ⅱ.放射線障害予防規程

1. 施行規則第21条の改正案
2. ガイドの位置づけ
3. 予防規程に定めるべき事項
4. 予防規程見直しのポイント

# 1. 施行規則第21条の改正案(1/3)

改正後(案)	改正前
<p>1 放射線取扱主任者その他の放射性同位元素等又は放射線発生装置の取扱いの安全管理（放射性同位元素等又は放射線発生装置の取扱いに従事する者の管理を含む。）に従事する者に関する職務及び組織に関すること。</p>	<p>1 放射性同位元素等又は放射線発生装置の取扱いに従事する者に関する職務及び組織に関すること。</p> <p>1の2 放射線取扱主任者その他の放射性同位元素等又は放射線発生装置の取扱いの安全管理に従事する者に関する職務及び組織に関すること。</p>
<p>2 放射線取扱主任者の代理者に関すること。</p>	<p>1の3 放射線取扱主任者の代理者の選任に関すること。</p>
<p>3 放射線施設の維持及び管理（第22条の3第1項の規定により管理区域でないものとみなされる区域に立ち入る者の立入りの管理を含む。）並びに放射線施設（届出使用者が密封された放射性同位元素の使用をし、又は密封された放射性同位元素若しくは放射性同位元素によつて汚染された物の廃棄をする場合にあつては、管理区域）の点検に関すること。</p>	<p>1の4 放射線施設の維持及び管理（第22条の3第1項の規定により管理区域でないものとみなされる区域に立ち入る者の立入りの管理を含む。）に関すること。</p> <p>1の5 放射線施設（届出使用者が密封された放射性同位元素の使用をし、又は密封された放射性同位元素若しくは放射性同位元素によつて汚染された物の廃棄をする場合にあつては、管理区域）の点検に関すること。</p>
<p>4 放射性同位元素又は放射線発生装置の使用に関すること（第15条第2項の規定する場合における密封されていない放射性同位元素の数量の確認の方法に関することを含む。）。</p>	<p>2 放射性同位元素又は放射線発生装置の使用に関すること（第15条第2項の規定する場合における密封されていない放射性同位元素の数量の確認の方法に関することを含む。）。</p>



# 1. 施行規則第21条の改正案(2/3)

改正後(案)	改正前
5 放射性同位元素等の受入れ、払出し、保管、運搬又は廃棄に関すること（届出賃貸業者にあっては、放射性同位元素を賃貸した許可届出使用者により適切な保管が行われないときの措置を含む。）。	3 放射性同位元素等の受入れ、払出し、保管、運搬又は廃棄に関すること（届出賃貸業者にあっては、放射性同位元素を賃貸した許可届出使用者により適切な保管が行われないときの措置を含む。）。
6 放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況の測定並びにその測定の結果についての第20条第4項各号に掲げる措置に関すること。	4 放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況の測定並びにその測定の結果についての第20条第4項各号に掲げる措置に関すること。
7 放射線障害を防止するために必要な教育及び訓練に関すること。	5 放射線障害を防止するために必要な教育及び訓練に関すること。
8 健康診断に関すること。	6 健康診断に関すること。
9 放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者に対する保健上必要な措置に関すること。	7 放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者に対する保健上必要な措置に関すること。
10 法第25条に規定する記帳及び保存に関すること。	8 法第25条に規定する記帳及び保存に関すること。
11 地震、火災その他の災害が起こったときの措置（次号の措置を除く。）に関すること。	9 地震、火災その他の災害が起こったときの措置（次号の措置を除く。）に関すること。
12 危険時の措置に関すること。	10 危険時の措置に関すること。
13 放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合の情報提供に関すること。	

# 1. 施行規則第21条の改正案(3/3)

改正後(案)	改正前
<p>14 第29条第1項の応急の措置（以下この号において「応急の措置」という。）を講ずるために必要な事項であつて、次に掲げるものに関すること（原子力規制委員会が定める放射性同位元素又は放射線発生装置の使用をする場合に限る。）。</p> <p>イ 応急の措置を講ずる者に関する職務及び組織に関すること。</p> <p>ロ 応急の措置を講ずるために必要な設備又は資機材の整備に関すること。</p> <p>ハ 応急の措置の実施に関する手順に関すること。</p> <p>ニ 応急の措置に係る訓練の実施に関すること。</p> <p>ホ 都道府県警察、消防機関及び医療機関その他の関係機関との連携に関すること。</p>	
<p>15 放射線障害の防止に関する業務の改善に関すること（特定許可使用者及び許可廃棄業者に限る。）。</p>	
<p>16 放射線管理の状況の報告に関すること。</p>	<p>11 放射線管理の状況の報告に関すること。</p>
<p>17 廃棄物埋設地に埋設した埋設廃棄物に含まれる放射能の減衰に応じて放射線障害の防止のために講ずる措置に関すること。（廃棄物埋設を行う場合に限る。）。</p>	<p>12 廃棄物埋設地に埋設した埋設廃棄物に含まれる放射能の減衰に応じて放射線障害の防止のために講ずる措置に関すること。（廃棄物埋設を行う場合に限る。）。</p>
<p>18 その他放射線障害の防止に関し必要な事項</p>	<p>13 その他放射線障害の防止に関し必要な事項</p>

## 2.ガイドの位置づけ

- 放射性同位元素等の使用者等は、許可証又は許可申請書等の記載内容並びに使用、保管、廃棄及び運搬の技術上の基準等を遵守することはもとより、放射性同位元素等の取扱いに係る**放射線障害を防止するため、使用者等自らが安全管理を確実に実施するために必要な事項を予防規程に定めることが必要**
- ガイドは、**予防規程に定めるべき記載事項を明確にしたもの**
- ガイドで示す内容は、それに限定されるものではなく、法、令及び規則に照らして適切なものであれば、これらに適合するものと判断
- ガイドで示す例示は一例であり、**使用者等の実態を踏まえ、適切な事項を明記することが必要**

## 3. 予防規程に定めるべき事項

- ① 共通事項
- ② 職務及び組織
- ③ 主任者の代理者
- ④ 施設の維持及び管理
- ⑤ RI等の利用
- ⑥ RI等の受払、保管等
- ⑦ 測定
- ⑧ 教育訓練
- ⑨ 健康診断
- ⑩ 保健上必要な措置
- ⑪ 記帳及び保存
- ⑫ 災害時の措置
- ⑬ 危険時の措置
- ⑭ 情報提供
- ⑮ 応急の措置
- ⑯ 業務の改善
- ⑰ 管理の状況の報告
- ⑱ その他

## ① 共通事項

- 0-1) 放射性同位元素等の管理方法は、使用者等における放射性同位元素等の**利用形態に応じた管理方法を具体的に規定**
- 0-2) 工場若しくは事業所、届出販売業者若しくは届出賃貸業者又は廃棄事業所ごとに作成
- 0-3) 具体的な手順や方法、連絡先等を**下部規程に委任する場合には、下部規程の名称を記載**
- 0-4) 各号に規定する事項の実施に際し、複数の者の承認を必要とする場合には、**決定権者又は最終承認者を規定**  
なお、放射線取扱主任者の確認等を受ける場合は、その旨も規定
- 0-5) 必ずしも各号ごとに規定する必要はなく、複数の号で要求されている事項をまとめて規定した方が整理しやすい場合は統合してもよい
- 0-6) 記載する各々の業務の「**責任者**」は、例えば、各々の**業務の担当部署の長等の権限及び責任を付与された者**を規定。

## ② 職務及び組織【規則21条第1項第1号】

- 使用者等におけるRI等の取扱いの安全管理を確実なものとしていくため、事業所等において、RI等の取扱いに対し、必要な**組織、責任者及び指揮系統を明確に定めること**を求めている。
  - 1-1) RI等の取扱いに従事する者に関する職務及び組織、**主任者その他の事業所等全体の安全管理に従事する者の職務及び組織並びに主任者が安全管理の監督を行うために与えられる権限等について、体系的に規定**。また、安全管理等の一部を同一法人内の別の事業所等が担う場合には、**役割分担及び権限も規定**。  
なお、他の危険物質等による安全管理の組織が既に設けられ、本号における組織と統合した方が、**実効性のある安全管理が実施できる場合には、統合した組織を規定**してもよい。
  - 1-2) 放射線障害の防止について必要な事項を企画審議するための**委員会又は会議を設ける場合には、その位置づけ、審議事項の範囲及び構成員等を規定**。
  - 1-3) 放射線業務従事者（事業所等外の組織に所属する者も含む。）を指定するために必要な**教育及び訓練、健康診断の実施等の手続を規定**。

### ③ 主任者の代理者【規則21条第1項第2号】

- 主任者は、放射線障害の防止についての監督を行う立場にあることから、法第37条の規定では、主任者が旅行、疾病その他の事故により職務を行うことができない場合（休暇等も含む。）であって、かつ、その職務を行うことができない期間中にRI等の使用又は廃棄をする場合には、主任者の職務を代行させるための代理者を選任することを規定。
  - **主任者が職務を行うことができない期間中にRI等を取り扱うときに、使用者等において適切に放射線障害の防止についての監督等がなされるよう、代理者を選任及び解任する手順並びにその職務を定めることを求めている。**
  - なお、主任者が、職務を行うことができない期間が30日に満たない場合は、原子力規制委員会に対して、代理者の選任の届出を要しないが、代理者を選任しておく必要がある。
- 2-1) 主任者の代理者の**選任及び解任を指定する責任者及びその手順を規定。**
- 2-2) **代理者の職務及び権限を規定。**

## ④ 施設の維持及び管理【規則21条第1項第3号】(1/2)

- 許可届出使用者等には、法第13条の規定に基づく使用施設等の基準適合義務が課されており、許可を受けた又は届出をした放射線施設を点検し基準を満たすよう施設を維持する必要がある。また、法第15条の規定に基づく規則第15条等の規定による技術上の基準では、放射線施設の目につきやすい場所に、放射線障害の防止に必要な注意事項を掲示することを求めている、これも確認する必要がある。
  - 放射線障害を防止するため、施設を維持するための点検の項目及び点検の手順並びに点検の結果を踏まえ、必要な措置を講じる手順を許可届出使用者等の実態に即して定めることを求めている。
- 3-1) 放射線施設の点検に関する責任者を規定すること。
- 3-2) 点検を行う放射線施設及び管理区域を規定すること。また、規則第14条の7から第14条の11までに規定する技術上の基準（以下「施設基準」という。）に適合していること並びに規則第15条、第17条及び第19条に規定する技術上の基準（以下「行為基準」という。）に規定されている注意事項等を確認できるように放射線施設及び管理区域ごとに点検の項目の細目を規定すること。なお、届出使用者については、貯蔵施設に加え、管理区域の点検の項目の細目を規定すること。



## ④ 施設の維持及び管理【規則21条第1項第3号】(2/2)

- 3-3) 放射線施設及び管理区域ごとに点検頻度を規定すること。なお、点検の頻度について、放射線施設の室等ごとに適用される施設基準及び行為基準に適合しているかを確認するため、少なくとも年に2回実施することとし、許可届出使用者及び許可廃棄業者の実態に応じて適切な頻度を規定すること。
- 3-4) 異常を発見した場合に、措置を講じる手順を規定すること。なお、措置に係る手順には、必要に応じ、作業計画書の作成、主任者等の確認手順を規定すること。
- 3-5) 放射線業務従事者以外の者が管理区域内に入る手続、立ち会い又は立入制限等の手順を規定すること。
- 3-6) 規則第22条の3第1項の規定を適用する場合には、以下のことを規定すること。
- 管理区域でないものとみなされる区域に立ち入る者の立入りの管理方法
  - 外部放射線に係る線量、空気中の放射性同位元素の濃度又は汚染物の表面の放射性同位元素の密度が、原子力規制委員会が定める線量等を超えないことの確認方法
  - 停止期間中に放射線発生装置使用室の出入口又はその付近に、放射線発生装置の運転を停止している旨又は放射線発生装置を設定していない旨を掲示するなどの必要な措置

## ⑤ RI等の使用【規則21条第1項第4号】

- 法第15条第1項の規定に基づく規則第15条第1項の規定による技術上の基準に基づき、**使用するRIの密封の有無及び性状等並びに放射線発生装置の性能等の実態に即し、使用の方法を定めること**を求めている。また、規則第15条第2項の規定に基づき管理区域外における非密封RIの使用をする場合は、管理区域の外の総量が1日につき下限数量を超えないなどの適切な管理の方法を定めることを求めている。
  - 4-1) **使用に関する責任者を規定**すること。
  - 4-2) RI又は放射線発生装置の使用に関し、規則第15条第1項の規定を踏まえ、**許可届出使用者の実態に応じた、具体的な使用の方法を規定**すること。
  - 4-3) 規則第15条第2項の規定を適用する場合には、以下のことを規定すること。
    - 管理区域外における非密封RI等の総量（複数の使用の場所で使用する場合には、その総量）が1日につき下限数量を超えないことを主任者への報告や帳簿に記帳するなどの確認方法
    - 管理区域外での保管の禁止及び使用の都度、固体状の汚染された物を管理区域内へ持ち帰ることや使用した場所での汚染を除去するなどの措置を含む取扱いの方法
    - 下限数量以下の非密封RIのみを取り扱う従事者に対する規則第21条の2第1項第3号に規定する教育及び訓練の実施

## ⑥ RI等の受払、保管等【規則21条第1項第5号】(1/2)

- 使用者等は、法第16条等の規定に基づく規則第17条等の規定による技術上の基準及び法第29条の規定に基づく譲渡し、譲受けなどの制限等を踏まえ、放射線障害の防止のため放射性同位元素等の適切な管理をする必要がある。受入れ、払出し、保管、運搬又は廃棄をする放射性同位元素等の性状及び数量等並びに事業所等の実態に即し、規則第21条第1項第4号の規定に基づく使用を除く取扱いの方法を定めることを求めている。
  - 5-1) 受入れ（譲受け又は借受け）、払出し（譲渡し又は貸付け）、保管、運搬又は廃棄に関する責任者を規定すること。
  - 5-2) 放射性同位元素等の受入れ又は払出しに関する事業所等内の手続及び受入れ又は払出しを行う放射性同位元素等が許可又は届出の範囲内であることの確認方法を規定すること。
  - 5-3) 規則第17条の規定を踏まえ、使用者等の実態に応じた放射性同位元素等の具体的な保管の方法及び貯蔵能力を超えていないことの確認方法を規定すること。

## ⑥ RI等の受払、保管等【規則21条第1項第5号】(2/2)

- 5-4) 規則第18条の規定を踏まえ、**運搬の方法**（事業所等外の簡易運搬を行う場合には、その方法を含む。）**及び運搬に関する事業所等内の手続を規定**すること。
- 5-5) 規則第19条の規定を踏まえ、使用者等の実態に応じた放射性同位元素等の**具体的な廃棄の方法**（廃棄を委託する場合は、廃棄を委託する手続を含む。）**を規定**すること。
- 5-6) 法第33条の2の規定に基づいて、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）の廃棄事業者へ廃棄を委託する場合には、委託契約において、廃棄を委託した廃棄物が、同法の廃棄の事業の許可の範囲に含まれないことが判明した場合には、当該委託契約を解除できる旨の条項が契約に含まれるべきことを規定すること。

## ⑦ 測定【規則21条第1項第6号】

- 法第20条の規定に基づく規則第20条の規定に基づき、放射線障害の発生するおそれのある**場所及び放射線施設に立ち入った者についての具体的な測定方法及びその結果についての措置を定めること**を求めている。
  - 6-1) **測定に関する責任者を規定**すること。
  - 6-2) 規則第20条第1項の規定を踏まえ、放射線障害のおそれのある場所の放射線の量又は放射性同位元素による汚染の状況を知るために最も適した**測定箇所、測定を実施する期間及び測定の方法等を規定**すること。
  - 6-3) 規則第20条第2項の規定を踏まえ、放射線業務従事者の外部被ばくによる線量及び内部被ばくによる線量の測定について、**測定部位、測定を実施する期間及び使用する放射線測定器等を規定**すること。
  - 6-4) 測定の結果、汚染が発見された場合に行う**汚染の除去の方法等の必要な措置を規定**すること。
  - 6-5) 規則第20条第4項に規定する**測定の結果の記録の保存期間及び測定対象者に対し記録の写しを交付**することを規定すること。

## ⑧ 教育及び訓練【規則21条第1項第7号】

- RI等を取り扱う施設は多岐にわたるため、教育及び訓練の時間数を定める告示（平成3年科学技術庁告示第10号）では**使用の目的及び方法が限定的な放射性同位元素装備機器又は放射線発生装置を1台しか使用していない許可届出使用者を念頭に置いて各項目の最低時間数を定めている**。このため、許可届出使用者等がRI等の性状や数量、放射線発生装置の種類やこれらの使用等の実態に応じて適切な時間数を定めることを求めている。
  - 7-1) **教育及び訓練に関する責任者を規定**すること。
  - 7-2) 規則第21条の2第1項第2号及び第3号に規定される者に対し、使用の実態等を踏まえて、**初回及び定期的教育訓練の項目及び時間数を決定する手順を定める**こと。
  - 7-3) 規則第21条の2第1項第5号に規定される管理区域に**一時的に立ち入る者**（規則第22条の3第1項の規定により管理区域でないものとみなされる区域に立ち入る者も含む。）**に対する教育及び訓練の内容並びに実施方法を規定**すること。
  - 7-4) 規則第21条の2第2項の規定により、教育及び訓練の全部又は一部に関し十分な知識及び技能を有している従事者に対し、**教育及び訓練の省略を行う場合には、省略を判断する者及び省略の基準を規定**すること。
  - 7-5) 本号の教育及び訓練と同様の内容の研修等を受講した際に、**本号の教育及び訓練として取り扱う場合には、その手続を規定**すること。

## ⑧ 教育及び訓練【補足】

- 項目と時間数を見直すことにより、柔軟な教育訓練を実施することが可能
- 事業者によっては、法定の時間数の訓練のみでは十分な教育訓練が実施できないにもかかわらず、内容を不当に解釈して過度な時間数の短縮に繋がることがないようにすることが重要

- 使用の実態に応じた教育訓練（再教育）となるよう、教育訓練の在り方・内容を自主的・積極的に検討することを期待
- 実効性のある教育訓練（再教育）が行われるよう、関係者間で議論を深め、使用の実態を踏まえた教育訓練を実施するための項目・時間数の検討・とりまとめを期待

## ⑨ 健康診断【規則21条第1項第8号】

- 法第23条の規定に基づき、放射線業務従事者に放射線障害が発生しているか否かを確認するため、**健康診断の具体的な方法を定める**ことを求めている。
  - 8-1) **健康診断に関する責任者を規定**すること。
  - 8-2) 規則第22条第1項第1号から第3号までの規定を踏まえ、**健康診断を行う時期等を規定**すること。
  - 8-3) 規則第22条第1項第5号に規定されている**問診（被ばく歴の有無等）**及び第6号に規定されている**検査又は検診の項目を規定**すること。
  - 8-4) 健康診断の記録について、規則第22条第2項に規定する健康診断の結果の記録の保存期間及び健康診断を受けた者に対し**記録の写しの交付**することを規定すること。



## ⑩ 保健上必要な措置【規則21条第1項第9号】

- 法第24条の規定に基づき、法第23条に規定する健康診断を受けた者に対して、**健康診断を受けた結果又はその他の健康診断を受けた結果、放射線障害を受けた者や受けたおそれのある者に対し、保健上の必要な措置を定めることを求めている。**
- 9-1) **保健上必要な措置を講じる責任者を規定すること。**
- 9-2) 規則第23条第1号の規定に基づき、放射線障害を受けた放射線業務従事者又は受けたおそれのある放射線業務従事者に対し、**管理区域への立入時間の短縮、立入りの禁止、放射線被ばくのおそれの少ない業務への配置転換等の保健上必要な措置を講じる方法を規定すること。**
- 9-3) 規則第23条第2号の規定に基づき**放射線業務従事者以外の者が、放射線障害を受け、又は受けたおそれのある場合は、医師の診断、必要な保健指導等の措置を講じることを規定すること。**

## ⑪ 記帳及び保存【規則21条第1項第10号】

- 法第25条の規定に基づく規則第24条の規定に基づき、使用者等は、許可又は届出の範囲内で放射性同位元素等又は放射線発生装置を取り扱っていることを確認することに加え、法令に定める各種基準及び予防規程に定める事項等にしながら適切な管理を行う上で、放射性同位元素等又は放射線発生装置の取扱いの状況及びその結果を把握するため、放射線障害の防止に関し必要な事項を記載するための帳簿を備え、記載することとなっている。このため、**備えるべき帳簿の種類や保存期間を定めること**を求めている。
- 10-1) **記帳に関する責任者を規定**すること。
- 10-2) 規則第24条第1項から第3項までの規定を踏まえ、使用者等の実態に応じ適切な**帳簿の種類、閉鎖時期、保存期間及び保存場所を規定**すること。  
なお、**他法令で規定されている帳簿**であって、規則第24条第1項各号の規定と合致しており、その帳簿を同号の**帳簿として取り扱う場合には、その旨を規定**すること。

## ⑫ 災害時の措置【規則21条第1項第11号】

- 地震、火災等の外的要因による事故が起こった際に、次号、第13号及び第16号の措置を講じるかどうかを判断するために必要な初動の対応として、**放射線施設並びに放射性同位元素等及び放射線発生装置の被害の状況を確認することを定めることを求めている。**
- 11-1) 地震や火災等が起こったときの初動の対応として下記の①から②に記載する事項を使用者等の実態を踏まえて規定すること。
- ① **災害の発見者等の対応の手順及び事業者等内の連絡体制**（休日、夜間を含む。）
  - ② **施設又は設備等の点検及び火災や事故等への対応の手順並びに点検及び対応を実施する責任者**  
なお、対応の手順については、下記の事項を含めること。
    - 点検や対応の結果を事業所等内の責任者へ連絡すること
    - 放射線施設の点検（規則第21条第1項第3号と同様でもよい）の項目一覧
    - 地震、火災その他の災害が起こったときに点検を実施する基準を規定すること**【例】**
    - 所在市町村（特別区を含む。）で震度5弱以上の地震があった場合
    - 放射線施設で火災が発生した場合
    - 津波又は河川氾濫等による床上浸水が発生した場合

## ⑬ 危険時の措置【規則21条第1項第12号】

- 法第33条第1項の規定に基づく規則第29条の規定に基づき放射線障害のおそれ又は放射線障害が発生した場合に必要な措置を定めることを求めている。
  - 12-1) 規則第29条第1項に規定する**応急の措置を講ずること**を判断する責任者及び対応する組織を規定すること。
  - 12-2) 規則第29条第1項の規定を踏まえ、**講ずべき応急の措置及び実施する責任者を規定**すること。
  - 12-3) **緊急作業に従事する者を定める手順**、緊急作業に従事する者の**線量管理の方法**及び緊急作業に従事した者に対する**健康診断等の保健上の措置を規定**すること。

## ⑭ 情報提供【規則21条第1項第13号】

- 事故等の報告を要する放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合に、公衆や報道機関等の外部にも正確な情報を提供し、また外部からの問合せに対応するための方法を定めることを求めている。
- 13-1) 放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合の**情報提供を実施する組織及び責任者を規定**すること。
- 13-2) 放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合に、**外部に情報を提供する方法及び外部からの問合せに対応する方法を規定**すること。  
【例】
  - 問合せ窓口の設置
  - ホームページの活用
- 13-3) 放射線施設で発生した**事故の状況や被害の程度等外部へ提供する情報の内容を規定**すること。  
【例】
  - 事故の発生日時及び発生した場所
  - 汚染の状況等による事業所等外への影響
  - 事故の発生した場所において取り扱っている放射性同位元素等の性状及び数量
  - 応急の措置の内容
  - 放射線測定器による放射線の量の測定結果
  - 事故の原因及び再発防止策

## ⑮ 応急の措置【規則21条第1項第14号】(1/3)

- 事故が発生した際に放射線業務従事者に重篤な確定的影響が生じうる使用者等を対象に、**想定される事象ごとに応急の措置を講ずべき判断基準及び対応の手順をあらかじめ定めること**を求めている。
  - 14-1) 応急の措置を講じる**組織及びその責任者及び組織を構成する各要員の職務内容を規定**すること。
  - 14-2) 応急の措置を講ずる判断の基準を検知するために必要な**放射線測定器や機器の種類及び応急の措置を講ずるために必要な設備又は資機材の種類並びに保守点検等の手順を規定**すること。
  - 14-3) 放射性同位元素又は放射線発生装置の区分ごとに、使用者等の実態に即し、あらかじめ放射性同位元素又は放射線発生装置の使用の場所において**発生しうる事象を想定し、応急の措置を講ずる場合の判断の基準及び判断の基準ごとの講ずべき応急の措置の手順を規定**すること。

## ⑮ 応急の措置【規則21条第1項第14号】(2/3)

### 【例】

- 放射性同位元素（放散性RI）の場合  
想定される事象：放射性同位元素の漏えい又は飛散、内部被ばくの発生、管理区域の火災  
判断の基準：エリアモニターでの異常値検出、ダストサンプラーの異常値検出、火災報知器の発報  
措置の手順：通報連絡の手順、モニタリング・計測手順、拡大防止・除染の手順、作業者等の避難・救助の手順、立入制限の手順、消防・医療機関等への対応手順、自衛消防等の対応手順
- 放射性同位元素（非放散性RI）の場合  
想定される事象：遮蔽の喪失、外部被ばくの発生、管理区域の火災  
判断の基準：エリアモニターでの異常値検出、プール水位の異常低下、火災報知器の発報、監視カメラでの異常視認  
措置の手順：通報連絡の手順、モニタリング・計測手順、放射性同位元素の収納又は遮へいの手順、作業者等の避難・救助の手順、立入制限の手順、消防・医療機関等への対応手順、自衛消防等の対応手順
- 放射線発生装置の場合  
想定される事象：外部被ばくの発生、管理区域の火災  
判断の基準：エリアモニターでの異常値検出、火災報知器の発報、人感センサーの検知、監視カメラでの異常視認  
措置の手順：通報連絡の手順、モニタリング・計測手順、作業者等の避難・救助の手順、立入制限の手順、消防・医療機関等への対応手順、自衛消防等の対応手順

## ⑮ 応急の措置【規則21条第1項第14号】(3/3)

- 14-4) 当該年度に実施する訓練の計画の策定、訓練の実施、実施した訓練の評価及び評価を踏まえた改善に係る手順を規定すること。なお、策定する計画には、各年度に1回以上の訓練を実施することを記載すること。
- 14-5) 策定した訓練の計画、実施した訓練の内容、実施した訓練の評価及び評価を踏まえた改善結果の内容がわかるよう必要な記録を行うことを規定すること。
- 14-6) 事業者から応急の措置を講じる際に協力を得る最寄りの都道府県警察、消防機関及び医療機関の機関名、通報連絡先並びに平時から機関に提供しておくべき情報を機関との相談結果を踏まえて規定すること。

### 【例】

- 事業者の業務内容及び従業員数
- 放射性同位元素等の所在場所の図面
- 使用している放射性同位元素の核種、数量及び性状
- 応急の措置を講じる場合の責任者並びに通常時の連絡担当者の氏名及び連絡先
- 発生しうる事象並びに応急の措置を講ずる判断の基準及び対応の手順
- 応急の措置を講ずるために必要な設備若しくは資機材又はそれらの保管場所
- 緊急時の連絡先



## ⑯ 業務の改善【規則21条第1項第15号】(1/2)

- 新設された法第38条の4において許可届出使用者等の責務が新設されることを踏まえ、法令に基づく個々の規制要求を満たすだけでなく、最新の知見を踏まえつつ、放射性同位元素等及び放射線発生装置の使用等に係る安全性をより一層向上させるために、マネジメント層を含む事業者全体の取組として、放射線障害の防止に関し、継続的に改善を行う体制及び方法を定めることを求めている。  
なお、他法令等で、既に継続的に改善を行う体制を構築している場合には、その仕組みを活用してもよい。

### 15-1) マネジメント層を含む放射線障害の防止に関する業務の改善に関する組織及び責任者を規定すること。

なお、マネジメント層とは、必ずしも法人の代表者である必要はなく、評価の結果を踏まえ人的及び財政的な手当を行い、放射線障害の防止に関する業務の改善措置につなげる仕組みの構築ができる者をいう。

また、放射線障害の防止に関する業務の改善とは、放射性同位元素等又は放射線発生装置を取り扱うにあたり、個々の放射線障害の防止に関する業務を体系的に実施するために必要な計画、実施、評価及び継続的な見直しを行うことをいう。

## ⑩ 業務の改善【規則21条第1項第15号】 (2/2)

- 15-2) 特定許可使用者及び許可廃棄業者の**実態、事故・故障の事例並びに最新の知見等を踏まえ、放射線障害の防止に関する業務を評価し、評価を踏まえた改善を行う手順を規定**すること。  
なお、評価を踏まえた改善を行う**手順には、マネジメント層の関与を含むもの**とすること。
- 15-3) 放射線障害の防止に関する業務の改善に関する**評価及び改善措置の内容がわかるよう必要な記録を行うこと**を規定すること。

## ⑰ 管理の状況の報告【規則21条第1項第16号】

- 使用者等の安全管理を行う組織又は事業所等の責任者等が、**法令を確実に遵守するため、原子力規制委員会に報告する事項、報告時期、報告する責任者等をあらかじめ定めることを求めている。**

16-1) 下記の事項に関する報告の手順を規定すること。

- ① 規則第28条の3の規定に該当する事象が生じた場合の報告（事故等の報告）
- ② 規則第39条第2項の報告書（放射線管理状況報告書）の提出（提出期限を含む。）

## ⑱ その他【規則21条第1項第18号】

- 予防規程の目的及び予防規程における用語の解説並びに規則第21条第1項第1号から第17号までに掲げるものに加えて、使用者等が**実態に即し独自に放射線障害の防止に必要な事項を定めること**を求めている。
- 使用者等の**実態に即し、放射線障害の防止に関し必要な事項を規定**すること。

## 4. 予防規程見直しのポイント【1/2】

- 業務の改善、危険時の措置の強化、危険時の措置を講じた場合の情報提供、実態を踏まえた教育訓練の実施等、今回の法令改正に係る主要な事項を、予防規程に反映するよう要求予定（平成31年8月30日までに変更の届出を要求予定）
- 規制庁は、立入検査の手法を見直し、従来の逐条的な検査に加え、予防規程(下部規定を含む。)を基にした検査により、法令改正への対応状況を確認する予定

### ※ 放射線障害予防規程が非常に重要

- 業務の改善に係る規制要求に対応するために、主任者に依存することなく、組織全体としての活動、マネジメント層による関与も踏まえた活動となるよう、予防規程を見直すことが必要
- 業務の改善以外についても、事業者の責務規定に鑑み、安全性向上に資する諸活動を組織的に行えるよう、予防規程及び下部規定等を見直すことが不可欠

## 4. 予防規程見直しのポイント【2/2】

- 予防規程は、現状の組織や管理、権限・役割等の実態を洗い出した上で、放射線障害の防止に関し必要な措置を組織的に行えるように、積極的に見直しがされることを規制側として期待
- 業務の改善や予防規程等について、定期的な評価・見直しが自主的に行われていることが重要(活動記録や規程類の改正履歴は、改善活動が積極的に行われていることの指標)
- 学協会の活動として、規模別・業態別に例示的な予防規程の作成や、改善活動の良好事例の収集・紹介等が行われることを規制側として期待

## Ⅲ.最後に

- ◆ 業態別・規模別に例示的な放射線障害予防規程の作成、  
良好事例の収集や紹介等を規制側として期待
- ◆ 定期講習の課目、時間及び内容等について、定期講習の有効性を高めるための意見の集約等に努め、登録講習機関の講習内容の充実が図られることを規制側として期待
- ◆ 事業者が実効性のある教育訓練を行えるよう、事業者の実態や業態別ごとに教育訓練で必要とする時間や内容等について考え方を示すことを期待
- ◆ 法令において、実態を無視した過剰な要求事項が有る場合には、具体的な意見と科学的データ等とともに学会として積極的にとりまとめを！
- ◆ 安全管理に携わる主任者等のスキルアップに資する継続的な活動を期待